

石水博物館ネーミングライツ・パートナー契約書

公益財団法人石水博物館（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇以下「乙」という。）は、甲が所有する石水博物館に係る命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結し、日本国の法令を遵守し信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（命名権の付与等）

第2条 甲は、乙に対して、ネーミングライツ・パートナー募集において乙が提案し甲が適当と認めた名称を、対象施設に命名する権利を付与する。この場合において、乙が命名する名称は愛称とし、対象施設の正式名称はこれを変更しない。

対象施設（正式名称）	所在地	愛称
石水博物館	津市垂水 3032 番地 18	

- 2 乙は、対象施設に係るネーミングライツ・パートナーであることを、乙の管理する媒体（ホームページ）、新聞、雑誌等の出版物等で標榜することができる。
- 3 甲は、原則として、第1項に規定する愛称を使用し、当該愛称の定着に最大限取り組みものとする。
- 4 甲及び乙は、対象施設の利用者の混乱を避けるため、必要に応じて愛称と対象施設の正式名称を併記することができる。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、契約締結日から令和 年 月 日までとする。

2 契約期間の内、準備期間及び愛称の使用期間は次のとおりとする。

準備期間 契約締結日から令和 年 月 日まで

愛称の使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（ネーミングライツ料）

第4条 乙は、ネーミングライツ料として、年額 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を甲に支払うものとする。ただし、愛称の使用期間（次条の規定による看板設置の有無を問わない）が1年間に満たない場合には、月割りで算出するものとする。

- 2 乙は、前項に規定するネーミングライツ料を、甲の発行する請求書により、別紙支払計画書に基づき、期限までに支払うものとする。
- 3 乙は、前項の期限までにネーミングライツ料を支払わないときは、遅延日数に応じ、当該未払金額に、14.6%を乗じて得た額を延滞金として甲に支払うものとする。
- 4 甲は、既に受領したネーミングライツ料は返還しない。ただし、災害その他のやむを得ない事由により、この契約を継続することができない場合は、既に支払われたネーミングライツ料のうち残存期間分について、返還するものとする。

(愛称に係る看板の表示等)

第5条 乙は、対象施設等に愛称を明示した看板表示等を設置することができる。

- 2 乙は、看板表示等のデザイン及び設置場所仕様等の詳細について、書面により甲の承認を受けるものとする。
- 3 甲又は乙が、看板表示等について全部又は一部が汚損、事故等により清掃又は再設置等(以下「維持修繕等」という。)を要すると判断した場合は、甲、乙協議の上、維持修繕等を実施するものとする。
- 4 看板表示等の設置、変更及び維持修繕等に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により費用が発生した場合は、この限りでない。

(愛称の変更)

- 第6条 乙は、本契約期間中、愛称を変更することはできない。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由がある場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書による変更を行う場合は、乙は甲に書面により申出を行い、甲は書面により承諾するものとする。なお、変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

(知的財産権の無償使用)

- 第7条 乙が愛称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。次項において同じ。)を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。
- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲、乙協議の上、別途定める。

(契約の解除)

- 第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 乙に、社会的又は経済的信用を著しく損なう事態が生じたと甲が認めた場合。
 - (2) 指定する期限までに乙からネーミングライツ料の支払いがないとき。

- (3) 乙に、当財団の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (4) 乙が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団関係者(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係法人等(暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (5) 乙の役員等(乙が、法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。)が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)であると認められるとき。
- (6) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 乙又は乙の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき(友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。))。
- (9) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき(暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。))。
- (10) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (11) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (12) 乙が、第4号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合(第11号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (13) 乙が、当財団の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。
- (14) その他、乙が本契約に定める条項に違反したとき
- 2 甲は前項第1号の社会的又は経済的信用失墜の認定を行おうとするときは、あらかじめ乙から事情を聴かなければならない。
- 3 その他当財団の業務上やむを得ない事由が生じた場合は、甲は、本契約を解除することができる。
- 4 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合は、甲は、一定の期間を定め、当該期間の経過後に愛称の使用を中止させることができる。
- 5 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合は、乙は契約期間内の未払いのネーミングライツ料があれば直ちに甲に支払うものとする。
- 6 乙は、甲の解除により被害を被ったとしても、甲に損害賠償を請求することができない。ただし、第3項の規定に基づく場合は、この限りでない。
- 7 第3項の規定により本契約を解除した場合、乙は愛称表示を除却し、表示前と同様の状態に復旧するものとする。この場合において、甲は乙からの請求に基づき、その費用を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第9条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(既に支払われたネーミングライツ料の返還)

- 第10条 第8条第1項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、第4条の規定により支払われた当該年度分のネーミングライツ料は、返還しないものとする。

(契約の変更)

- 第11条 甲及び乙は、災害その他のやむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、甲、乙協議の上、契約内容を変更することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第 13 条 甲及び乙は、本契約の内容について秘密を保持するものとし、事前に相手方の承諾を得ることなく開示、公表等してはならない。ただし、法令、裁判、政府機関の要求のある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、開示、公表等をする場合の内容については、事前に甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 前 2 項の規定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(契約の更新)

第 14 条 甲は、契約期間が終了する 7 か月前までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続実施の可否及び次回契約に係る乙との優先的交渉の可否を判断し、乙に文書で通知するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が次回契約に係る乙との優先的交渉を可とした場合において、乙が優先的交渉を希望する場合、契約期間が終了する 6 か月前までに、その意思を甲に文書で回答するものとする。

3 前項の規定に基づき乙が契約更新を希望する場合、更新後の契約条件については、更新前の契約条件を基準として、甲、乙協議の上、更新後の契約書に定めるものとする。

4 第 1 項の規定に基づき甲が次回契約に係る乙との優先的交渉を否とした場合、第 2 項の規定に基づく乙からの回答が無かった場合又は前項の協議が整わなかった場合、甲は、新たなネーミングライツ・パートナーの募集を行い、契約締結について、第三者と自由に交渉ができるものとする。

(原状回復)

第 15 条 乙は、本契約が満了するときは、乙の負担によって、契約の期間の満了までに、看板表示等の撤去等を行い、原則として契約前の状態に回復する(以下「原状回復」という。)ものとする。ただし、契約が更新された場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の指定期限までに原状回復しないをきは、甲が原状回復し、その費用の全額を乙に請求することをあらかじめ承諾する。

(ネーミングライツ・パートナー募集要項等の遵守)

第 16 条 本契約に定めるもののほか、乙は、石水博物館に係るネーミングライツ・パ

ートナー募集要項、同要項の規定に基づき甲に提出した提出書類(以下「提案内容」という。)、石水博物館ネーミングライツ導入ガイドライン及びその他の関係法令の定めるところに従わなければならない。

- 2 前項に規定する提案内容の実施内容、実施状況の確認等の詳細については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 本契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

(疑義等の決定)

第 18 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 津市垂水 3032 番地 18
公益財団法人石水博物館
理事長 伊藤 歳恭

乙

別紙 支払計画書

[illegible]